

和紙の戸籍からデータを電算で管理



戸籍は、明治の制度発足以来、和紙に手書きやタイプライターでの記載、複写による謄本、抄本の発行など、大変な手間と時間が掛かってきました。

戸籍が変わります

新戸籍事務②

阿久比町第三次行政改革の一環として、事務の効率化や住民サービスの向上を目指し、戸籍事務の電算化を進めています。十二月四日から戸籍事務電算システムを稼働させ、戸籍の作成から証明書発行までを電算処理で行えるように整備します。

# 正確で速やかな事務処理を行います

平成六年の戸籍法の改正で、戸籍の電算化が可能となり、記載が複雑だった和紙の縦書きの戸籍を磁気ディスクにより管理し、正確性の確保と情報の一元化処理が可能となりました。

戸籍事務を電算化すると、現在戸籍、除籍、改製原戸籍の事務が同一システム上で管理されるため、正確で速やかな事務処理が出来るようになります。証明書の発行までの時間が大幅に短縮されます。

戸籍証明書の様式変更

「戸籍謄本」が全部事項証明書に、「戸籍抄本」が「個人事項証明書」に名称が変わります。

証明書は、縦書きの文章表現から横書きの個条書きに変わり、数字も漢数字から算用数字となります。

認証印は朱色から黒色の電子公印に変わり、証明書の複写などによる

改ざんを防止する特殊な用紙を使います。

戸籍証明の新旧対照表

項目	改製前	改製後
名称	戸籍謄本(全員)	全部事項証明書
	戸籍抄本(個人)	個人事項証明書
書式	縦書き 文章体 漢数字	横書き 個条書き 算用数字
用紙	白地 B4・B5判	改ざん防止用紙 A4判
公印	朱色	黒色(電子公印)
手数料	1通 450円	

氏名を通用字体に変更します

戸籍で使用する文字は常用漢字、人名用漢字、そのほか辞典に載って

いる文字(正字・俗字)を使用することとなっています。

これまでの書き癖などで漢和辞典などがない文字は使用できなくなり、そのような文字が現在戸籍に記載されている場合は、通用する文字に直して記載します。

今回の文字の変更は、法務省の全国的に統一した方針に従い、戸籍表記上の字体を修正するものです。個人の氏名自体が変更されるものではありませんので、住民票・印鑑登録などの変更の手続きは必要ありません。

変更の一例

これまでの記載文字	電算化後の記載文字
真	眞
泰	泰
廣	廣
邊	邊
藤	藤

本籍地の表示を変更します

本籍の地番号、住民票住所の地番号表記に枝番があるものは、「の」の文字を削除します。

1番地の1

1番地1

問い合わせ先

住民福祉課戸籍住民係

☎(48)1111

(内224・225)